

市内相談支援事業所 ヒアリング結果まとめ

H28.9月

長岡市障害者基幹相談支援センター

ヒアリングの実施について

【目的】

市内の相談支援事業所の現状、相談支援における課題や地域で求められる取り組み等についての確認を行うとともに、相談支援体制の検討に向けた材料とすることを目的として実施。

【ヒアリング実施機関】

計13事業所にヒアリングを実施

○委託相談支援事業所 7事業所 ※特定、一般、障害児(事業所による)の指定あり。

→あさひ(分室こしじを含む)、ふかさわ、越路ハイム、サンスマイル、さんわ、とちお

○指定特定・指定障害児相談支援事業所 6事業所

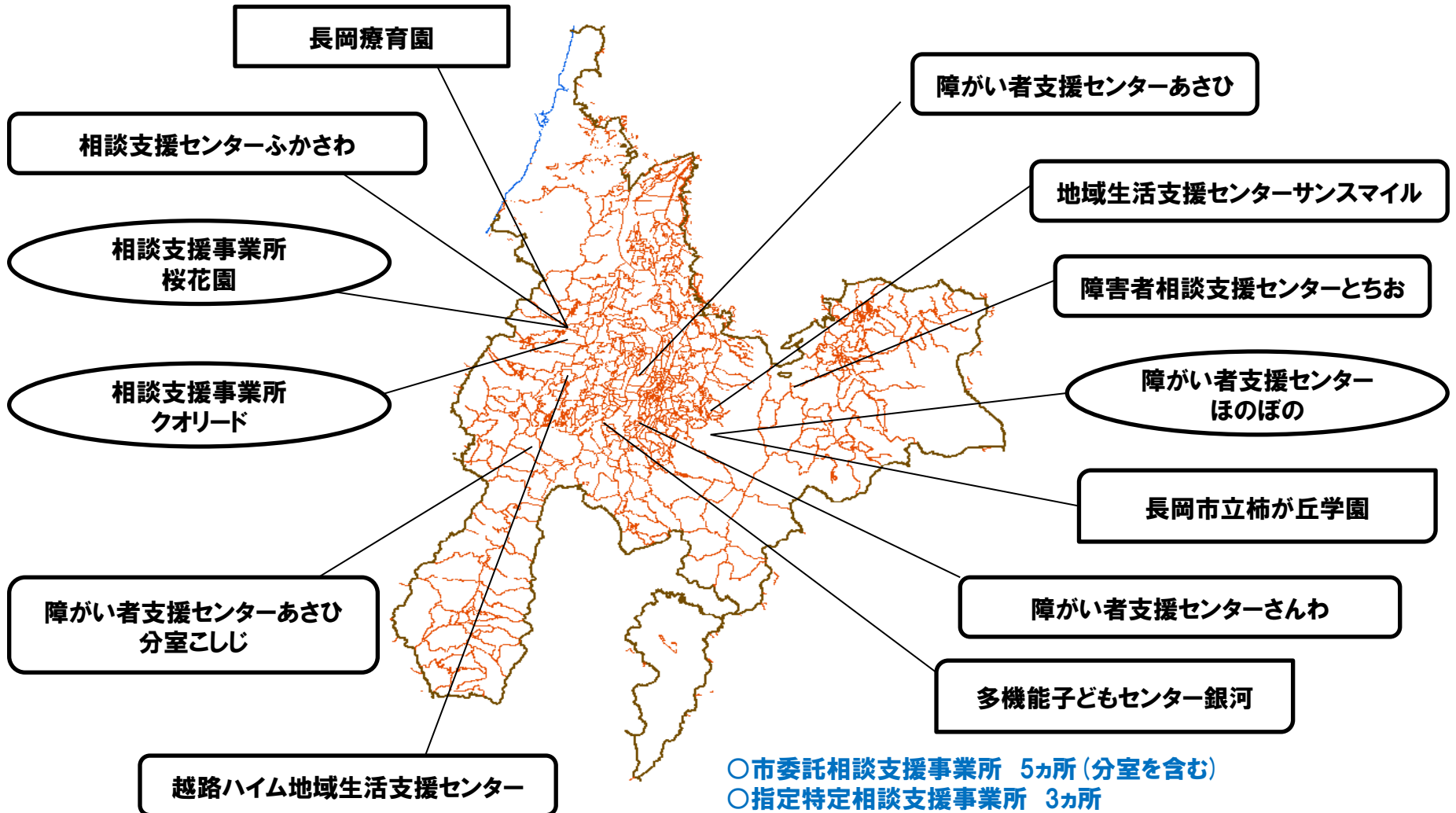
→ほのぼの、桜花園、クオリード、長岡療育園、柿が丘、銀河

※長岡療育園は圏域センター事業も実施

【ヒアリングの内容】

- ・事業所の現状、相談支援の実施状況
- ・今後の相談支援体制について
- ・希望する研修内容やOJT
- ・業務を行う中での困りごと、課題に感じていること
- ・福祉課、基幹相談支援センターに対する要望等
- ・その他、相談支援に関すること

長岡市の相談支援事業所



- 市委託相談支援事業所 5ヵ所 (分室を含む)
- 指定特定相談支援事業所 3ヵ所
- 指定障害児相談支援事業所 2ヵ所
- 圏域センター 1ヵ所
- ※ 市委託相談支援事業所、圏域センターは指定相談支援事業も実施

委託相談支援事業所①

障がい者支援センターあさひ

○実施事業
委託、特定、一般、障害児

○職員数 5名
※相談支援専門員 4名
相談員 1名

障がい者支援センターあさひ 分室こしじ

○実施事業
委託、特定、一般、障害児

○職員数 7名
※相談支援専門員 5名
相談員 2名

相談支援センターふかさわ

○実施事業
委託、特定、一般、障害児

○職員数 5名
※相談支援専門員 4名
相談員 1名

越路ハイム地域生活支援センター

○実施事業
委託、特定、一般

○職員数 3名
※相談支援専門員3名

委託相談支援事業所②

地域生活支援センターサンスマイル

○実施事業
委託、特定、一般

○職員数 4名
※相談支援専門員 3名
相談員 1名

障がい者支援センターさんわ

○実施事業
委託、特定、一般、障害児

○職員数 5名
※相談支援専門員 3名
相談員 2名

障害者相談支援センターとちお

○実施事業
委託、特定、一般、障害児

○職員数 2名
※相談支援専門員 2名

指定特定相談支援事業所

長岡療育園

○実施事業
県委託（圏域センター）、特定、障害児

○職員数 5名
※相談支援専門員 4名
相談員 1名

障がい者支援センターほのぼの

○実施事業
特定、障害児

○職員数 1名
※相談支援専門員 1名

相談支援事業所 桜花園

○実施事業
特定、障害児

○職員数 2名
※相談支援専門員 2名
(1名は兼務)

相談支援事業所 クオリード

○実施事業
特定、一般

○職員数 1名
※相談支援専門員 1名

指定障害児相談支援事業所

長岡市立柿が丘学園

○実施事業 障害児

※障害児相談の実施上、特定の指定はあるが
対応はしていない。

○職員数 1名
※相談支援専門員 1名

多機能子どもセンター銀河

○実施事業 障害児

※障害児相談の実施上、特定の指定はあるが
対応はしていない。

○職員数 1名
※相談支援専門員 1名

長岡市相談支援事業所の状況(全体)

H28.8月現在

相談支援事業所全体	
相談支援事業所従事者数	44名 ※委託、指定特定、指定障害児、圏域センター、基幹センター ※相談員含む
従事者の経験年数平均	3.9年
従事者の配置人数平均 (1事業所あたり)	3.2名 ※基幹センターを除く
計画相談対象者数	1545名 ※市内相談支援事業所に対応している支給決定者数(市内のみ)
障害児相談対象者件数	216名 ※市内相談支援事業所に対応している支給決定者数(市内のみ)
計画相談件数平均(1人あたり)	40.6件 ※指定特定相談支援事業所事業所従事者数(38名)割 ※圏域センター職員(2名)、基幹職員(2名)は計画作成を実施していないため除く
障害児相談件数平均(1人あたり)	6.8件 ※障害児相談支援事業所従事者数(32名)割

長岡市相談支援事業所の状況（委託相談支援事業所）

H28.8月現在

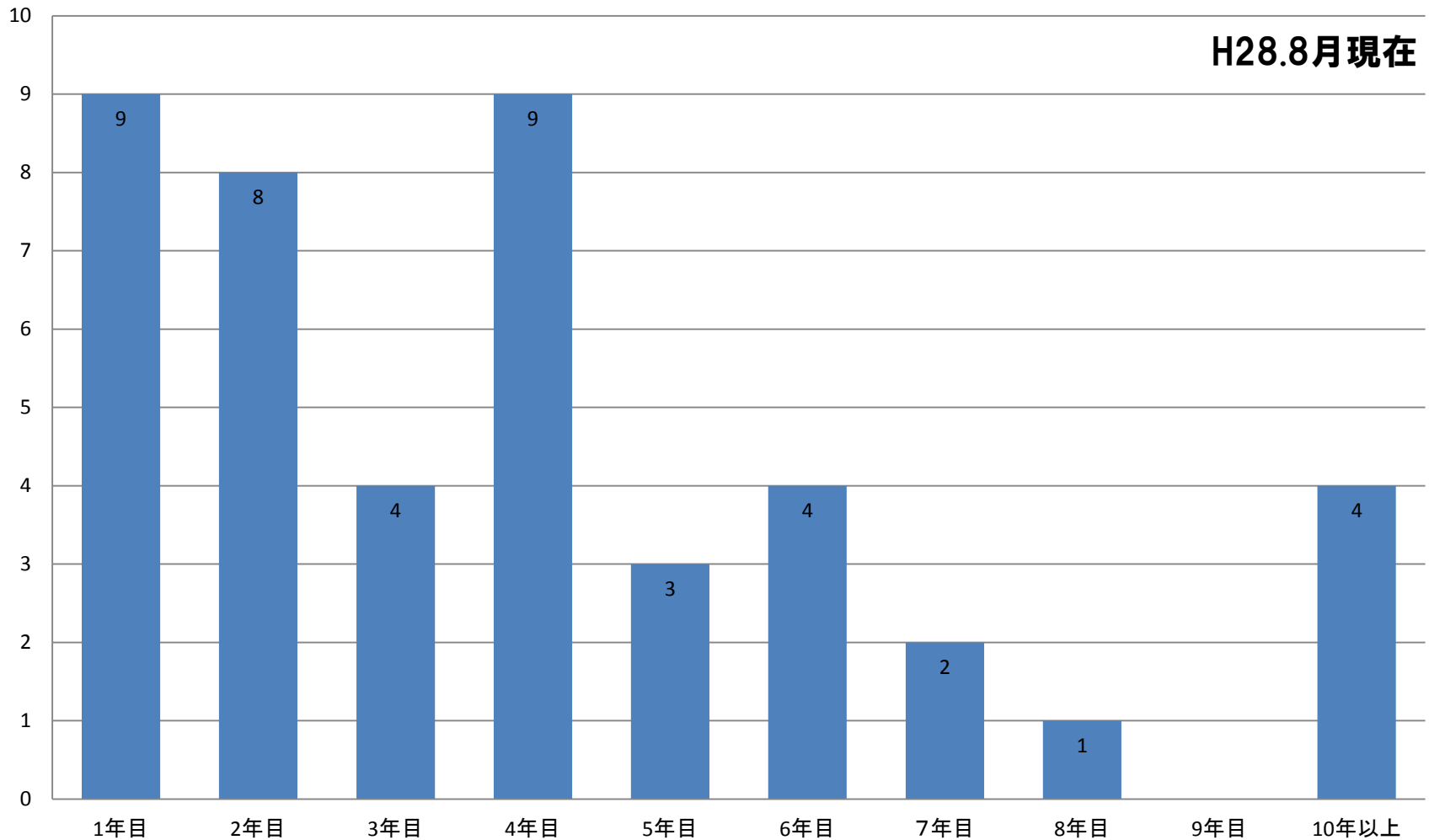
委託相談支援事業所	
事業所従事者数	31名 ※相談員含む
従事者の経験年数平均	3.9年
従事者の配置人数平均 (1事業所あたり)	5.2名 ※分室こしじはあさひと同一事業所として算出
計画相談対象者数	1198名 ※委託相談支援事業所対応している支給決定者数(市内のみ)
障害児相談対象者数	102名 ※委託相談支援事業所対応している支給決定者数(市内のみ)
計画相談件数平均(1人あたり)	38.6件
障害児相談件数平均(1人あたり)	4.3件 ※委託相談支援事業所で指定障害児相談の指定を受けている事業所の従事者(24名)で算出

長岡市相談支援事業所の状況（指定相談支援事業所）

H28.8月現在

指定相談支援事業所	
指定特定相談支援事業所従事者数	7名
指定障害児相談支援事業所従事者数	8名 ※指定特定と重複
従事者の経験年数平均	2.9年
従事者の配置人数平均 （1事業所あたり）	1.8名 ※長岡療育園は指定相談支援事業所として算出
計画相談対象者数	347名 ※指定特定相談支援事業所対応している支給決定者数（市内のみ）
障害児相談対象者数	114名 ※指定障害児相談支援事業所対応している支給決定者数（市内のみ）
計画相談件数平均（1人あたり）	49.5件
障害児相談件数平均（1人あたり）	14.2件

長岡市相談支援従事者の従事年数



※長岡市相談支援従事者総数(相談支援専門員・相談員)⇒44名

※従事相談支援事業所 ⇒委託相談支援事業所、指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所、圏域センター
基幹相談支援センター

長岡市の相談支援従事者の状況について

- 1年目、4年目がいずれも9名ずつで年数別では最も多い人数。
次いで2年目が8名10年以上が5名、3年目が4名。
- H24年計画相談支援（オールケアマネ）の制度化により、新規相談支援事業所の立ち上げや相談支援事業所の人員増などの理由から相談支援従事者が増加。
- 従事年数が1～3年目の比較的経験の浅い相談支援従事者が長岡市の相談支援従事者の半数近くを占める（21名／44名）。
- 4年目の中堅となる年数も9名と1年目と並んで多い。
- 従事年数4年目以上（中堅～ベテラン）の相談支援従事者は、委託、圏域センター、基幹センターに所属。
- 福祉職としてはかなりのベテランが異動等により相談支援専門員として従事しているが、相談支援専門員としては経験が浅いといった傾向もあり。

委託相談支援ヒアリング結果の要点まとめ

(1) 事業所の体制について

- ・委託相談支援と指定相談支援（計画相談等）の担当者については分けていない、分けられない現状。1事業所のみ専任を設けているが、必要に応じて計画相談の対応協力を行っている。
- ・人事異動で職員が変わったことにより、数の多い計画相談対象者の支援を優先しなければならないため委託相談支援の専任という形が取れなくなったという事業所あり。→専任という形の必要性は感じている。
- ・すべての障害種別に対応している事業所と障害種別によっては対応を行わない事業所あり。

(2) 業務のウエイトについて

- ・計画相談支援の業務ウエイトが非常に大きい。支援と合わせて事務量も膨大であり苦慮している。
 - ・計画相談対象者が大幅に増えたことにより、これまで実施できていた委託相談対象者（サービス利用のない人等）の定期訪問などの対応が十分に行えなくなった。→行いたいができない状況。
 - ・一方で委託相談支援の件数は数えられる程度。計画相談の対応が多く、委託相談が対応できないといった状況はないという事業所も。
- 事業所により業務ウエイトの感じ方は異なる。計画相談支援の対応増により委託相談への影響が出ている事業所が多数。

(3) その他

- ・相談の障害種別として多いのは、全事業所共通して精神・知的。
 - ・相談対象者が多くなったことに伴い様々な地区へ出向くように。これを受けて事業所内で地区担当を設けて対応している事業所もあり。
- 地区担当とすることで広域に渡る相談対応の効率化を図れたり、地区の状況が把握しやすく地区のネットワーク構築にもつながるという考え方。

計画相談支援・障害児相談支援ヒアリング結果の要点まとめ

(1) 各事業所ごとによる現状の差

- ・個別給付として収入は得られるものの、対象者や事務量が減ることの方が望ましいというのが本音である事業所の実情。
- ・更新時やモニタリング時の事務量も多いが、基本相談部分の対応も多い。
- ・計画相談のウエイトが多くなったため相談員も増員したが、対応件数も増えるため状況は変わらない。
- ・新規相談（新規の計画作成依頼）が事業所に全くない、もしくは卒後の福祉サービス利用対象者の依頼のみ。新規相談がなければ個別給付の収入も増えず、人員を配置している以上は事業収入的に厳しい。
- ・新規相談がなく決まったケースのみの関わりのみ。複数サービスの組み合わせや入所以外のケースで計画相談の対応を行ったことがない。

(2) 更新・モニタリングについて

- ・モニタリングや更新月に大きな偏りがあるため、関係する月は繁忙期が生じてしまう。繁忙期とそうでない月の差が大きすぎる。月により収入的にも大きな開きができる。
- ・モニタリング・更新月については改めて検討を行うべき。繁忙期を慣らすなどの対応ができないか。
- ・障害児相談のモニタリングも6月に1回であるが、成長著しいライフステージの支援を行う中でモニタリング回数については検討を行うべきでは？発達課題を押さえるとなると児童こそ毎月ではないか。

(3) 障害児相談について

- ・障害児相談の支援体制については今後検討課題であると思われる。現状の体制では、ライフステージごとに関係機関が変わってしまい支援に途切れが生じてしまうのではないか。
- ・療育、教育、福祉等の関係機関が連携し支援を行っていけるような支援体制の検討と構築が必要。

希望する研修・OJT等ヒアリング結果の要点まとめ

(1) 各事業所の人材育成・OJTの状況

- 新しい相談員の育成方法としては、経験のある職員と一緒に動き一人立ちを目指すといった方法。
- 事業所内や法人の取り組みとして定期的にミーティング、勉強会、スーパーバイズ等を実施している事業所が多い。
- 困難ケースの対応は複数職員がいる事業所については、時間を設け事業所内で対応を検討するなどしている。
- 業務多忙等の理由から事業所内で実施できるOJTには限界がある。
- 1人職場等の事業所についてはそもそも事業所内でのOJTの実施は困難。様々な点で他者と比べる機会や確認する機会がない。

(2) 希望する研修・OJTの内容

- 1人職場であるため基幹相談支援センターに介入してもらい、1ケースを通じて一連の流れを一緒に実施してもらうといった方法は効果的である。
- 事業所内だけでなく外部の人からOJTを実施してもらえる機会があると良い。
- 事業所同士のネットワーク作りや情報交換の機会を設けて欲しい。他事業所がどのようなことをしているのか、自分のところと比較することができる機会。
- 同じ職種のみで行う事例検討会だけでなく多職種で実施できる事例検討会が有効であると思われる。多職種と実施することで学ぶことや得ることのできるスーパービジョンもある。
- 経験年数等により感じていることや困り事は異なると思われる。若手とベテランなどに分かれて日常業務のことについて話ができる機会があると良い。
- 障害児相談をテーマとした研修がほとんどない。児童特有の支援の視点やポイントがあるため障害児相談専門の研修や支援のあり方を勉強できる機会。